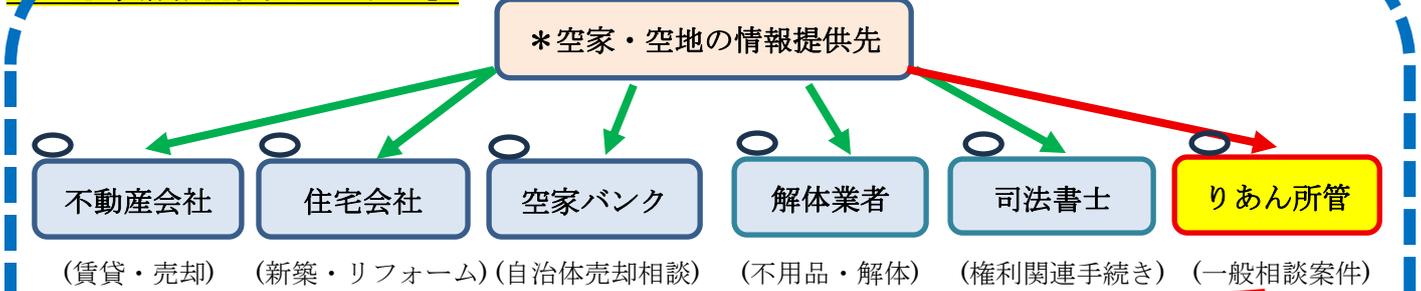
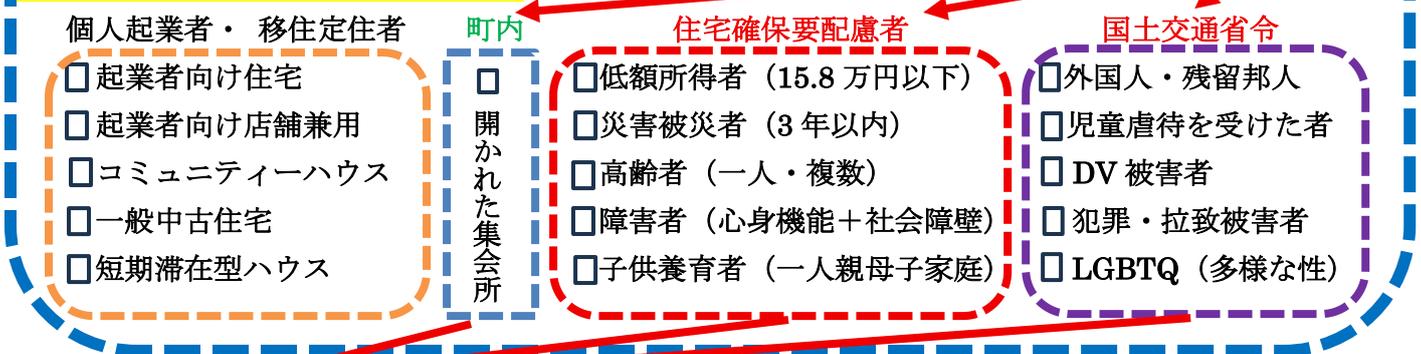


「空き家情報提供先チェック」



「世代・生活スタイル別チェック」



「サブリースの場合」(差額で居住支援法人の役割を果たす) ⇒市営住宅家賃補助 ≤ 35,000 円

- ① 賃借人 ⇒ 家賃はいくらまでなら払える? (¥20,000 円～¥40,000 円以下) サブリース
  - ② 賃貸人 ⇒ 家賃はいくらまでなら貸せる? (無償使用可～¥20,000 円以下) マスターリース
- ↓ \* 賃貸人 ⇄ りあん ⇄ 住宅確保要配慮者、国土交通省令対象者とのリース差額で活動資金を捻出

「居住支援法人の役割チェック」(住宅セーフティーネット法改正に基づく)



「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する一部改正法案」の概要

- ・ 居住サポート住宅 → 新築 25㎡ (既存住宅 15㎡ のケースも可)
- ・ 共同居住型住宅 → 専用居室並びに共用部分に対し基準項目条件有

「住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化」

- ・ 国土交通省と厚生労働省の共管 (大臣同士が共同策定) ⇒ 第二種社会福祉事業として位置づけ
- ・ 市区町村による居住支援協議会設置の促進と居住支援体制の整備の推進 (努力義務)